

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）に付します。

令和 8 年 6 月 1 7 日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長
掛水 雅俊
(公印省略)

記

- 1 入札日時 令和 8 年 7 月 31 日（金）午前 10 時
- 2 入札場所 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎 2 階
北海道防衛局入札室
- 3 入札に関する事項
 - (1) 件 名 北海道防衛局（8）自動車交換購入
 - (2) 履 行 内 容 北海道防衛局及び帯広防衛支局が業務で使用する自動車 2 台の
交換購入（詳細は仕様書のとおり）
 - (3) 納 入 場 所 ア 北海道札幌市中央区大通西 1 2 丁目 札幌第 3 合同庁舎
北海道防衛局
イ 北海道帯広市西 6 条南 7 丁目 3 番地 帯広地方合同庁舎
帯広防衛支局
 - (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和 9 年 2 月 19 日まで
 - (5) 本案件は、入札及び資料提出等を電子調達システム（政府電子調達（G E P
S）（以下「電子調達システム」という。））で行う案件である。
ただし、電子調達システムにより難しいものは、発注者に紙入札方式変更届を
下記 6（1）に提出した場合、紙入札方式に代えるものとする。
- 4 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該
当しない者であること。
 - (2) 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」
において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、北海道地域の競争参
加を希望している者であること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基
づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 法律第 225
号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の
決定後、再度級別の格付けを受けていること。）
 - (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法
に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再度級別の格付けを受けた

者を除く。)でないこと。

- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を締結しない。
- (7) 性能等証明書を提出すること。詳細は入札説明書による。

5 入札方法

入札書には、経費（車両価格のほか交換に要する一切の諸費用を含む。）から発注者が引き渡す下取り交換車両代（自動車損害賠償責任保険料、リサイクル法関連経費を除く。）及び納入車に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル法関連経費並びに保管場所証明等手数料を差し引き、入札価格を記載する。なお、登録及び新規検査には手数料を要しないので、経費には当該手数料を含めないこと。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎2階
北海道防衛局総務部契約課
TEL 011-272-7513
FAX 011-280-0351

(2) 入札説明書等の交付場所

電子調達システム（調達ポータル：<https://www.p-portal.go.jp>）より、電子データで交付又は、上記（1）において交付する。

(3) 入札説明書等の交付期間

- ア 電子調達システムは、入札公告日から令和8年6月30日（火）正午まで。
- イ 紙入札方式は、入札公告日から令和8年6月30日（火）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）ただし、交付期間最終日は正午までとする。

ウ 入札説明書等を受け取らない者の入札参加は認めない。

(4) 競争参加資格確認書類の提出

ア 上記4（2）を確認する書類の写しを電子調達システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による場合は上記(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵便等」という。)すること。

イ 提出期限は、令和8年6月30日(火)正午まで。なお、紙入札方式による持参の場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)ただし、最終日は正午まで。郵送等の場合は、提出期限までに必着とする。

(5) 入札書及び内訳書の提出及び提出期間

ア 入札書及び内訳書の提出は、電子調達システムにより行うこと。ただし、紙入札方式による場合は紙により上記(1)に持参又は郵送等すること。

イ 入札書及び内訳書の提出期限は、令和8年7月28日(火)午前9時から令和8年7月30日(木)午後1時30分まで。

なお、紙入札方式による持参の場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)ただし、最終日は午後1時30分まで。郵送等の場合は、提出期限までに必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金：免 除

8 入札の無効：上記4の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

次の要件に該当する者のうち、入札説明書に定める総合評価点の計算方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 納入しようとする車両が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

10 契約書作成の要否：要

11 適用する契約条項

(1) 契約書

(2) 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

(3) 談合等の不正行為に関する特約条項

(4) 暴力団排除に関する特約条項

12 その他

(1) 端数処理：入札書に記載された金額の100分の10に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、当該端数処理を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込があったものとする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 電子調達システムの問い合わせ先：<https://www.p-portal.go.jp>

(5) 電子調達システムにおいて、システム障害が発生した場合には、日時及び入札方法等を変更する場合がある。

(6) 本公告記載事項の詳細については上記6(1)に照会すること。